

令和4年度 第3回千葉市地域自立支援協議会 運営事務局会議議事録

【開催日時】 令和4年9月22日（木）14：00~16：00

【会場】 美浜保健福祉センター4階 大会議室

【出席者】 障害福祉サービス課地域支援班窄口主査・川口様、稲毛区高齢障害支援課障害支援班奥澤主査、千葉市ひきこもり地域支援センター事業責任者平田様、千葉市発達障害者支援センター仲村所長、基幹相談支援センター中央区伊藤様、花見川区近藤様、若葉区伊藤様、緑区菅野様、美浜区石野

【報告事項】

① 各区地域部会より報告（事前配布資料参照）

② 医療的ケア児等専門部会より（報告2参照）

- ・医療提供体制加算を活用し、母子分離をする取り組みなどの発表があった。
- ・来年度、実態調査を実施する方向。介護者の緊急時にサービスを利用していない人を調査する予定。
- ・医療的ケアに関する社会資源の一覧をもっと広く情報を伝えるための方法を議論。

③ 医療的ケアのある方の個別防災計画について（報告3参照）

- ・医療的ケアのある方の個別防災計画について、以前は医療機関につなげばよいと考えていたが、下志津病院より、病院の災害時の考え方としては相当数が病院に殺到するため、電源さえ確保できれば、居宅や居宅近くの避難所で過ごしてほしいという話だった。居宅近くのクリニックや福祉施設などを探す必要があると感じている。
- ・今年度より健康支援課で、医療的ケア児の個別防災計画を各区で1ケース作成する話が出ており、各区の医療的ケアコーディネーターが参加して作成することになっている。花見川区が作成中。徒歩圏内の医療機関をあたっているが、医師会の協力が必要で、壁と感じている。
- ・個別防災計画の立て方については現在問い合わせもあり、勉強会等の実施を検討している。

④ 地域生活支援拠点等担当者会議より（報告4参照）

- ・個別の受け皿だけではなく、備えるにはどうしたらよいか。今ある社会資源を軸に、間口を広げる取り組みが必要。
- ・難しい事例を悩むだけでなく、定期的に行政も含めて一緒に考えていきたいと考える。
- ・地域生活支援拠点の登録をしている事業所が集まった。裾野を広げるなど意見が出た。
- ・障害支援区分の出ていない方などにどのように支援するかが課題。

- ・基幹相談支援センターで受け止めてくれることはありがたい。
- ・クライシスプランの作成が重要。
- ・短期入所の利用について、本人はそう思っていないなくても、家族ががんじがらめになって、こだわりを助長してしまうケースもある。家族への支援が難しい。

⑤強度行動障害を主たる要因として支援困難な方の支援について（報告5参照）

・各区に地域生活支援拠点コーディネーターが配置されている。クライシスプランだけでなく、地域生活を送る上での困りごとに対応するためのプランが必要であり、社会資源の整備・利用の体制整備を進めている。

・会議では（報告4-2）にある届出事業所が緊急時に受け入れる時のジレンマや具体的な支援の話聞いた。裾野を広げるために事例を広く知ってもらうなどの努力が必要。

・受入側だけでなく危なっかしいケースについては行政の認識が必要。強度行動障害などの数は多くない。行政はどの程度把握できているのか。

⇒データ上で抽出するスコア像か、基幹や児相でのケア会議等で情報共有はできる。

・行動障害スコアは15点以上で障害が重いと判断される。千葉市には450人ほどいる。中央区の15点以上の方のうち30人程度が在宅。サービスを使えている方はいいが、中にはサービスがうまく使えていない方がいる。拠点としてはこちらからの把握・働きかけが必要。

・福祉サービスの対象外もしくは区分が出てない方の受け入れについて、警察が保護後、障害によって無料低額宿泊所の受け入れが難しい時には基幹に対応が求められる。寝床を用意すればよいのではなく介護が必要なケースもあり、想定したものと異なることがある。

1泊1万円の制度を柔軟に使えるとよい。再委託はOKとのことだが、現実には難しい。

・手帳をとっておらず、親御さんが若いとまだまだと考えるケースもある。障害福祉サービスを利用されていない方の緊急時は基幹を窓口と考えてよいか。

⇒基幹としては相談者と想定している。

・ひきこもりセンターは若年の自立ともつながっているが、緊急の時は基幹と一緒に考えてもらえるとありがたい。

・基幹でも実際の手立てを用意できるかは別。介護保険では難しく、障害でどうにかできないかのご相談いただいているケースがある。手帳は持っておらず、障害のサービスを受けていない。精神疾患のある人から経済的・暴力などを受けているが、虐待としては動けないなど。

・8050の問題を考える講演会が9/17にあった。その中でひきこもりの原因は①精神疾患を伴う方②発達障害③パーソナリティの3分類に多い。あんしんケアセンターから働かない息子・娘の支援に入ってもらえないかとの依頼は多い。ひきセンは親御さんが望まないとなかなか難しい。経済的な問題があると生活自立だが、経済的に豊かな場合は難しい。子どもが障害と認めない方も多い。どこに支援を依頼するかはバリエーションがある。

・親御さんの不安が強くて、虐待として動いた事例。男女の別がはっきりしないため、シェ

ルターもどちらにかくまえばいいのかという事例。知的に高いと本人の受け入れが難しい事例。学齢期の場合などの4つの事例を拠点会議であげた。家があるなしで支援は異なる。緊急性、虐待を含めてすぐにどのように対応するのか。余裕があれば啓発を含めて行えるが、今晚どうするかによって異なる。取り組みの中で傾向と対策が見えてきたと思う。行政の判断を仰ぐときにドライに動けたほうがいい。

- ・強度行動障害で、預かっている施設ではそれほどでもないとの認識。親御さんが「本人はこうしなければ」と行動を助長している場合がある。親御さんの思い込みで子どもを縛っているケースがある。親御さんに理解を求めても難しい。小さい頃から関わっていても難しい。親御さん支援の方が難しい。スコアも親でなければ点数が違うかもしれない。

- ・個人的な思いだが、皆さんが基幹とともに動いてもらえるとありがたい。抱えずに投げてほしい。

- ・強度行動障害（報告5-1）のある方は学校にいつているうちはいいが、サービスの時間数の減少など卒業後に困る。実態を知ることが大事で、その分析は必要なプロセスである。

- ・強度行動障害スコア（報告5-2）は福祉システムの業者に依頼し、統計機能を追加したものの。受給者台帳に基づくもので、認定調査を受けなくても受けられるサービスは計上されていない。認定調査の80項目の何項目が行動障害の項目で、ここからスコアが出る。10点以上が行動援護の該当。花見川区・稲毛区が多い。重い方は施設入所者が多いかもしれないが、施設に入る前の住所地で支給決定するため、在宅か施設入所かはこの表では分からない。中央基幹は高齢障害支援課と連携し、数字を把握している。今後深堀調査して実態把握を行いたい。

- ・正直（行動障害の数）こんなに多いのかという印象。認定調査時の児童の割合はどのくらいか。子どもの頃から行動障害がある方もおり、子どもの頃ならば修正が利くのではないかと思う。とりあえず児発・放デーで預けるのではなく、これ以上増やさないように育てていく必要がある。

- ・障害児のサービスでは認定調査を用いていない。データには含まれていない。

- ・複数の放デーを带状に利用しているケースがある。それぞれの放デーの意見で保護者の考えがブレることがある。統一した支援を受けられていない。

- ・学校とそれぞれの放デーで意見が違う。相談員から学校以外は意見をしないように伝えているが、放デーは意見を。子どもに関しては支援のスキームをきちんと話し合う場が必要。養育能力がない親であっても、地域で支援をしなければならぬが難しい。

- ・放デーでは安定していると言って、足並みが揃えられないことがある。支援者は家から引き離す方へ傾きがち。平和的に解決すればいいとなりがち。それは解決の方法として違う。

- ・親の対応に苦慮する場合がある。千葉市に検討してほしい。この母ならば1ヶ所ですませた方がいいという場合も定員があつて、併用を余儀なくされる。特例をつくってもらえると変わる。養育能力が低い親など+1の配置を検討してほしい。線引きは難しいが、例えば児相のケースなど。

- ・療育場所には親のニーズを満たす、保育所的な預かり場所としての意味と、こどもの発達を促すという本来の意味の両方がある。こどもの見立ては重要。
- ・児童発達支援センターに役割を果たしてもらいたい。放デーや児発の事業所を集めて研修をする等。少なくとも学齢期は学校のやり方にあわせようなどの足並みをそろえる活動をして欲しい。二次障害を生むようなことは避けたい。
- ・枠を超えると減算になる問題はある。短期入所でも緊急的にOKというものを認めてもらえないか。千葉市で減算をしないと認めてもらえないか。緊急時に柔軟に利用できればいい。
- ・児童発達支援センターの医療型は皆で集まっている。児発はやっていないが、ブリングアップなどはやりたいといっている。福祉サービス課に問い合わせたところ、美浜区がやっていると聞いた。そこに全市が合わせることはできるか。
- ・美浜区では昨年2回ほど行った。事業所同士、顔が見える関係はできてなかった。事業所ごと子どもへの方針があるが、指摘ではなく、互いの特徴の違いを知る必要がある。相談員がそれを把握する。事業所数が多いので、まずは各区で行う必要がある。去年は集客がうまくいかなかったが、年内には動きたい。2ヶ月に一度の6区での合同研修でも相談支援事業所の質を上げたい。
- ・9月には養教にお話しいただいた。11月には療育相談所にこどもの見立てや児童発達支援事業所の選び方などをお話しいただく予定。
- ・見立ては急にはできないが、大切であることを相談支援専門員に分かってもらいたい。
- ・発達障害者支援センターの対外的な事業は機関支援と講師派遣。機関支援は園の支援であるので、保護者の同意を得ずにお子さんを見に行くことができる。相談支援事業所にも広報したが、相談は幼稚園保育園が中心。相談支援事業所はプライドがあるのか、対応・見立てが不安といった相談はない。自閉症の絵カードの知識はあっても、実際には使えない場合もある。事業所ごと違いはあってもいいが、基本的なラインの研修をする必要がある。発達センターが呼びかけても動かないのであれば千葉市にご協力いただきたい。
- ・相談員というより、事業所同士でどのように連携したらいいのかを伝える必要がある。

⑥地域共生社会構築における基幹相談支援センターの役割について（報告6）

- ・基幹センターは県内におよそ半数設置された。横のつながりを作るために千葉県基幹相談支援センター連絡会ができ、ブロックごと報告などを行っている。第一回の大会が11月29日、千葉県弁護士会館で開かれることになった。まずは各区の圏域の違いを理解しようというもの。地域共生社会における基幹センター、相談支援専門員の役割を意識したい。

【その他】

- ・次回運営事務局会議（中央区開催）令和4年11月24日（木）14:00~16:00